

アンケート調査を

教育委員会では、今後の社会教育活動に資するため「中之島村公民館に関する世論調査」を行います。方法は、村内から無作為に抽出した成人者400人に11月上旬頃、アンケート用紙を送付しお願いする予定です。

調査項目は ■公民館の利用度 ■活動、運営内容 ■生活改善の申し合わせなどとなっています。

もちろん結果は、広報でお知らせするとともにこれからの公民館活動に幅広く活用されます。

テレビッ子型

近視ふえる!!



目を大切に

昭和51年度《後期》

技能検定が 技能五輪県予選

受検希望者は11月4日までに村商工会へ申し込みください。

「まず交通規則を守って、追い越されても、このやろう」などという気持ちこそ急がないうことです。交通ルールを守って運転していれば事故も起きないと思うんですが……」

この度、二十年間無事故・無違反で、県から交通安全賞、みどり十字銅賞を受賞された小林守一郎さん(五十六歳)。



みどり十字銅賞を受賞された小林さん

今日も一日安全運転 で二十年間無事故

小林さん(未宝)

交通安全賞を受賞

小林さんは、昭和二十九年六月に免許を取得してから今まで、ほとんどが運転にたずさわる毎日です。

長い間、運転していると、ヒヤッとすることも何度かあり、そのたびに気を締めてハンドルを握ってきました。現在では、交通事故も人ごとではありません。ドライバーのみならず歩行者のみならず、交通ルールを正しく守って一日一日を安全に過ごしましょう。

この制度は、経営基盤の弱い小規模企業者の方々の相互扶助の精神に基づき、掛金を拠出して事業の廃止等に備えるための制度であり、事業主の退職金制度と呼ばれている制度です。

小規模企業共済 制度に加入を

TEL 〇五三六七〇七五〇

停電のお知らせ

10月27日(水)午前九時～午後三時
杉之森、高畑、大保、品ノ木
10月29日(金)午前九時～午後一時
中野東

税金の週間

11/11～11/17

今年も期間中は全国いつせいに、税を知る週間、の行事が行われます。三条税務署では、「租税教室」座談会、税務相談などをを行い、皆さんの声を税務行政に反映させることにしておりますので、これらの行事に数多くの方々の参加をお待ちしています。

制度の特色

- ① 掛金は全額が所得控除
- ② 共済金は退職所得扱い
- ③ 安全・確実
- ④ 貸付制度もあります。

県観光センター のご利用を

観光旅行に關しての、交通、宿泊、食事、その他の情報を正かつ正確に提供してまいります。日曜、祝日、休日を除く毎日、午前八時三十分から午後五時まで営業しています。ご利用ください。

心配ごと相談

- 毎週火曜日 午後1時～4時
- 公民館 和室

広報 なかのしま

10月号 南蒲原郡中之島村役場



百年の歴史を この碑に



(中通小学校の100周年記念から)



人口のうごき

10月1日現在	
() 内は9月1日との比較	
人口	11,207人 (-2)
男	5,522人 (-2)
女	5,685人 (-)
世帯数	2,197 (+1)

今月の納税 ▶ 村民税(第3期分) ▶ 軽自動車税(10月随時分) ▶ 国民健康保険税(第4期分) ▶ 保育料(10月分)

ボランティアに燃える

山田司羅雄さん(中条宮村)

自費で図書館を建築

みなさんのお役に立てればと...



山田さんの自宅に建てられた図書館。現在3,500冊あり、将来は1万冊に増やしたいとのこと。

とかく、人間性に欠ける現代社会といわれる昨今、「自分



開館びらきには各種の作品が展示され、開館を祝う人や子どもたちでいっぱいでした。

山田さんは、分水町の北越工業(株)に勤務されていますが、四

地域のみならず、東京に在住のおじさんの山田五郎さん(七十三歳)が印刷製本業を経営していることから、事あるごとに地域のみならずに役立てて欲しいと本を送ってきていたことに着目し、「それじゃこの本を広く

て、地域住民、子どもたちのために多額の自費を用い、明るく豊かな地域社会作りをめざして、善意と奉仕の理念に燃えることは非常に立派なことです。

将来は一万冊を

この図書館(自習蔵書センター・美術作品展示室)は、将来一万冊くらいの参考図書を用意する計画で建築されたもので、鉄骨造り平屋建てで広さが三三平方メートル(十坪)あります。現在すでに三千五百冊あります。図書が陳列されていますが、空いたスペースは自分の間、村内の美術愛好家の作品が展示されたり、青年や婦人のお茶・お花

025872-2572番(与板郷消防署) または 119番へ

9月定例会

三千四百万円を補正

村議会の九月定例会は九月二十七日から開かれ、八日間の会期で十月四日に閉会しました。この定例会には、五十年年度の補正予算や条例の改正など、村長提出議案十五件が審議され、いずれも原案どおり可決されました。

条例関係

○中之島村国民健康保険税条例の一部を改正
国民健康保険税の所得割、資産割、被保険者均等割、世帯別平均割のそれぞれ額、率を引き上げました。

補正予算

○昭和五十一年度中之島村一般会計補正予算について
補正額は三千四百六十七万七千円を追加し、予算総額を十三億七千三百三十八万九千九百九十九円とした。主な補正は次のとおりです。
●保健衛生費
上水道配水管の布設工事地元助成金として二千二百十万円。
●農林水産業費
中野東集落開発センター整備補助金として二百五十万円。
●教育費
中之島中央小学校水道配水管

その他

○任期満了に伴う教育委員の任命で、堀亮之助氏(中之島第二七十五歳)山崎信義氏(中条宮村六十歳)を再任し、丸山清氏の死亡による補欠選任で鈴木八重八氏(押切思川五十三歳)を任命することに同意しました。
○土地改良事業の施工
改良工事を終えた農道、中野横山間全線を舗装します。千八百二十万円。
○中之島線道路改良工事(街路)は入札の結果、千五百八十八万円で佐藤組が、中央都市下水道

工事は千四百七十九万円で佐藤組が請負うことになりました。

請願

(採択のみ)
・中之島村の指定金融機関としての指定請願を農協が取り下げました。
・中之島村農協から出された指定金融機関の指定請願を採択しました。
・中野東集落開発センター建設費助成について。

決議

村議会は、今年度の異常気象による稲作被害対策に関し次の要望を決議しました。
一、農業近代化資金等の貸出しわくの拡大と償還期間の延長措置。
二、農業共済の適正評価と早期支払い措置。
三、災害による低品位米、規格外米などについても予約対象米として全量買入れの措置。
四、農業所得の課税については災害実態に即し、適正、公平な措置。
五、五十二年政府買入れ限度数量の算定にあたっては、今年産を基準としない。
六、米穀予約売渡し申し込みに伴う概算金の返納が生ずる場合には、その金利を免除すること。

一般質問

要旨(敬称略)
中島権之助
一、国民健康保険について
二、用水問題について
吉田 清明
一、兼業農家所得税に対する考
え方、とらえ方、対策について
二、冷害凶作に対する取組みと
対策について
堀 一郎
一、村長の政治姿勢について
二、産業政策について

議会申し合わせ事項

本村議員は、改正された公職選挙法の施行に伴い、虚礼廃止の趣旨の徹底を期すべく全員一致の決議をもって、左の申し合わせをなし、厳にこれを励行する。
昭和五十一年十月四日
中之島村議会

記

一、自筆による答札のためのものを除く、年賀状、年賀電報および時候の挨拶状は廃止する。

ただいま工事中

(30万円以上)

場所	工事名と延長	工事費(万円)	工事業者	了定日
池之島	道路舗装 227m	125	松井組	10・24
真野代	" 170m	115	室橋組	10・22
中条新田	" 282m	140	丸寅建設(株)	10・24
中興野	" 305m	243	松井組	11・3
西野	" 264m	410	丸寅建設(株)	11・18
上沼	道路改良 124m	559	丸寅建設(株)	12・28
中之島	" 290m	2,580	佐藤組	52・3・23
中之島	都市下水路 122m	1,479	松井組	52・2・16

関係地区民のご協力をお願いします。

カラ散歩



(上通保育所で)

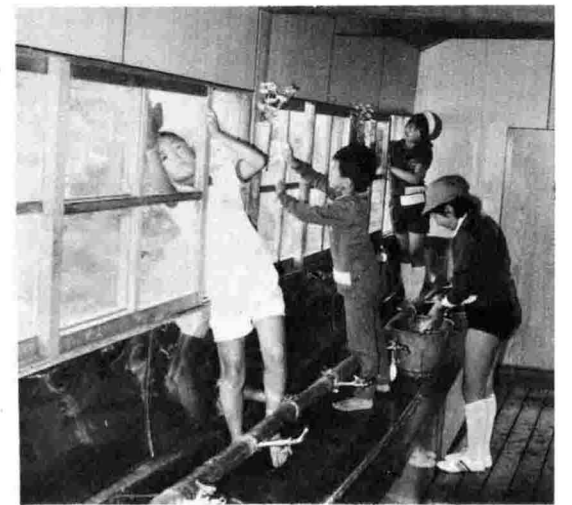
▲10月は体力づくり強調月間。
各保育所や学校、学区では運動会が行われ、さわやかな秋空の下で▼おおいに体を動かしました。
(中野学区民運動会)



▲稲刈りも終わってわしらも一段落、今日は歌って踊って飲んでほんとに楽しい一日でした。
(中条敬老会)



▲村内の90歳以上の方には県から、今年米寿の方には村からそれぞれお祝いの品が村長から1人1人に贈られました。
(大曲戸の高橋キセさんに村長から祝いの品が……)
▼「老人と健康」ということで今日は和製ゴルフならぬゲートボールで健康づくり。
(老人講座)



いま学校で⑤

中之島小学校

学年たてわりのそうじ方式だと上級生もまけないし、下級生も一生けんめいやるので、ガラスもろうかもピカピカ。

算道

県小研「算数」学習指導研究発表に全力

「算道」教育研究発表会の研究主題です。
この研究発表会は、中之島小学校が昭和四十九年に算数研究の指定を受けて行われるもので、三年間の成果を発表するものです。

「この研究会は、教師自身の資質を高めるばかりでなく、このことが地域の教育水準を高め、児童一人一人のためになることを考えてのものなのです。ですから、授業実践の中でこれを考え、指導化説を立て、細かな手だてや課題を付して検証をくり返してきました。」とこれまで経過を語られる星野校長先生。また、研究主任の内田先生は「学校だよりの中で、「子ども達にはほんとうの算数の力をつけたい。子ども達が問題にぶちあた

『そうじ』は学年たてわりで

「こらアーそうじをさぼるな」「先生。男子がなまけてしません。大人の方も記憶があるでしょう。そうじの時のようです。だいたい上級生の五年、六年生、それも男子に多い。「さぼり」や「なまけ」。これをなくし、きれいにスピーディーにまた、まともによく考えたのが、「そうじ」の学年たてわり方式。中之島小学校では、二年生以上を対象にこの方式を四十九年から採用しており、こととして三

すが、ほかの応用問題ではつまずくでしょう。
学校では、②のように数字を分解し、子どもが自分で考えながら、理解できるようにと、算道を立てて指導をすすめています。

36 + 17 = ?

$$\begin{array}{r} 36 \\ + 17 \\ \hline 53 \end{array}$$

①

②

年目。「成果は上々です」と星野校長先生。
この方式ですと、二年、三年……六年とそれぞれ違う学年で班を作ってやるので、上級生は下級生の模範にならなければならぬし、また、低学年のめんどうも見てやらなければならぬというところで、積極的にリーダーシップする。さらに、上級生、下級生のみぞもできないので学校生活においてもプラスの面が多いという。

大橋 稔くん ニューストラリアへ 県青年海外派遣団員として



新潟県主催の「青年海外派遣事業」に末宝の大橋稔くん(二二)が参加します。この事業は、本県の青年に広く海外の実情を視察研修してもらおうもので、今年で八回目。十月十九日に出発し、十七日間の日程でオーストラリア、ニュージーランドを視察し十月三十日に帰国します。

そこで 出発前の感想を…… 「私たち一行二十農産畜産班、文化・青少年活動班、それに社会福祉班とに分れ、それぞれの目的で視察します。私は農産畜産班員として、オーストラリア、ニュージーランドという国を肌で感じとってきたいと思っています。」

なお、帰国後、大橋くんから訪問記をお願いし掲載する予定です。

生活の中で定着させよう 生活改善の申し合わせ

「あなたの学区では、村全体では、生活改善申し合わせが守られていますか……」
生活改善推進会議では、今月六日公民館でこの申し合わせが▽どのような実施状況にあるか▽問題点は……▽これからのように……などを各学区の分館長、婦人会役員を集めて話し合いが行われました。

状況

○全般的にこの申し合わせ事項ができたことで一つの目標になっている。また、各分館独自の申し合わせもあり、だいたい守られている。
○上通、中野学区では、初めての申し合わせということもあって、現在はその趣旨の徹底と推進に力を入れている。
○中之島、上通分館では、地域的事情もあってか、結婚式・葬儀はまだ派手の傾向にある。

問題点

○結婚式の黒紋付着用の一部で抵抗がある。
○前から生活改善をやっている分館では、申し合わせ事項が分館独自のものと村全体の二つが

これから 組織作りが必要

○結論までみませんでした。生活改善を推進していくためには組織作りが必要。その手段としては村公民館、また各分館ごとに推進委員を委嘱してはどうか、という意見が出されました。
○広報紙では、会議の内容や、生活改善の申し合わせが徹底していくように、逐次P・Rしていきます。

みなさん、この申し合わせは新しい明るく、住みよい村づくりをめざすためのみんなの決め事なのです。一人一人が真剣に考え、実行していきましょう。

戦没遺族に六十万円が 援護関係法が一部改正

昭和五十一年の援護関係法律の一部改正がさきの国会において成立し、支給対象範囲の拡大および継続支給などの改善措置が図られました。

つぎの事項に該当すると思われる方は早目に住民福祉課へおいでのため、手続きをしてください。(文書は専門語などが多いため、わかりにくいと思いますが、もしや該当するのであれば、と思われる方は、遠慮なく、早目にご相談ください。)

恩給法

1、「傷病者遺族特別年金」の支給

昭和二十九年四月一日以降に傷病年金受給者(第一款から第四款)並びに特例傷病恩給の受給者で特別項症から第一款までの方が平病死をされ、その遺族の方が扶助料を受給していない場合に十萬円の年金が支給されることになりました。

2、「扶助料年額加算請求」について

普通扶助料を受ける者が妻であって、その扶養遺族である子供が十八歳未満のもの、十八歳以上二十歳未満の不具廃疾のものまたは二十歳以上の不具廃疾

3、旧満州農産物検査所職員であった方へ

旧軍人等の在職年と旧満州農産物検査所在職年数を通算する措置がとられることになりました。

4、一時恩給(一時扶助料)の請求はお済みでしょうか

昭和五十年の法律改正で引き続く(連続)実在職年が三年以上七年未満の兵の階級であった者にも一時恩給が支給されることになりました。

援護法

1、平病死に係る遺族年金等の支給

不具廃疾の程度が公務傷病にあつては第一款から第五款まで、勤務に関連した傷病にあつては特別項症から第六項までの障害年金受給者が当該給付の支給事由である傷病以外の事由により死亡(平病死)した場合に、その遺族に遺族年金等(十萬円)が支給されることになりました。

2、夫に係る遺族年金等の支給条件が緩和

戦没者の遺族が夫の場合、現行の支給条件を撤廃し六十歳以上であれば、遺族年金等を受けられることになりました。

3、遺族一時金の支給要件が緩和

公務傷病に併発した傷病によつて死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間を現行四年(結核、精神病は八年)から六年(結核、精神病は十二年)に延長されました。

4、再婚解消妻に係る再婚解消期限が延長

戦没者死亡当時における配偶者が昭和二十一年二月一日から昭和二十七年四月までの間に再婚したものであつて、昭和二十八年七月三十一日までの間に離婚により当該婚姻を解消したもののおよび当該婚姻の相手方死亡

により離婚と同視すべき事情にあるものに遺族年金または遺族給付金が支給されます。

特別給付金支給法

戦没者の妻に対する特別給付金の継続支給について

昭和五十一年十月一日から戦病者等の妻に対する特別給付金支給法が次のとおり改正され、継続支給および支給範囲の拡大等の改善措置が図られました。

1、継続支給

前回の特別給付金国庫債券(十年経過しているもの)を受給した者(時効完成による権利失権者を含む)で、夫である戦病者が昭和五十一年十月一日において五款以上の傷病恩給等を受給している者の妻に三十萬円または十五萬円の国債が支給されます。

2、支給対象範囲の拡大

(1)昭和三十八年四月二日以後戦病者と婚姻した妻及び同日以後傷病恩給を初めて受給することとなつた者の妻であつて、昭和四十八年四月一日において五款以上の傷病恩給を受給している戦病者の妻に十萬円または五萬円の国債が支給されます。

(2)昭和六年九月十八日から昭和

和十二年七月六日までの間(満州事変以後日華事変前)に公務上の傷病にかかり、第五款以上の不具廃疾となつたことにより昭和四十八年四月一日において第五款以上の傷病恩給を受給している旧軍人の妻に三十萬円または十五萬円の国債が支給されます。

戦没者等の妻に対する特別給付金について

1、支給範囲の拡大など

(1)戦病者の妻への移行 戦病者の妻として前回の特別給付金(い号国債十萬円)を受け権利を取得した者であつて、昭和四十八年十月一日以前に夫である戦病者が死亡したことにより、公務扶助料・遺族年金等の受給権を昭和五十一年十月一日において取得した妻に戦没者の特別給付金として六十萬円が支給されます。

(2)昭和五十一年度戦没妻特給の継続支給について 前回の戦没妻特別給付金(ろ号国債二十萬円)を受けた者にかかる国債の償還が本年十月三十一日に完了する者に引き続き六十萬円が支給されます。

なお、請求期限は昭和五十一年十月一日から昭和五十四年九月三十日までです。

総合体育祭をスナップと入賞者で

- 個人小学校5～6年の部
優勝 渡辺善寿 2位 高橋透
3位 本間義信、山田雅裕
- 中学の部
優勝 斎藤正利 2位 山田誠一
3位 栗林弘
- 女子の部
優勝 安達良子 2位 古川佳代子
- 高校・一般の部
優勝 葦沢章雄 2位 小柳堅二
3位 小管好夫、山田誠一



柔道 団体戦

- 優勝 中之島小A 2位 中通小A
3位 中之島小B
- 個人小学校1～2年の部
優勝 池上浩二 2位 宮部一雄
3位 皆川博則
- 個人小学校3～4年の部
優勝 池上利勝 2位 原田亮太
3位 南場信行、倉茂進
- 個人小学校5年の部
優勝 高森清松 2位 林克彦
3位 鈴木浩二
- 個人小学校6年の部
優勝 鈴木正史 2位 星野雅幸
3位 高橋勉、坂口博司
- 一般・有段の部
優勝 池田克司 2位 長谷川一久
3位 中沢英雄、栗林正
- 一般・無段の部
優勝 山崎敏行 2位 丸山秀隆
3位 池上功二



バレーボール

- 男子
優勝 K・T・S 2位 ミグー25

- 3位 上通コエーズ、中野クラブ
- 女子
優勝 ダークホースOB 2位
2位 ひまわり 3位 ベイ・シ
ティローラーズ、北中2年生
- 婦人
優勝 中之島母の会 2位 中通若
妻会 3位 中野若葉会



バスケットボール

- 男子
優勝 N・B・C 2位 ホワイト
エンペラー 3位 中条、風

- 女子
優勝 キムティ 2位 信条若妻会
3位 北中本間チーム、信条大和

バドミントン

- 男子
優勝 クラブA 2位 ブラックジ
ャック 3位 中之島ボンバーズ、
M・M・Y・A

- 女子
優勝 役場カアサズ 2位 スー
パースターズ



卓球

- 一般の部団体戦
優勝 上通 2位 ハタチA、
3位 ハタチB、役場

- 中学団体戦
優勝 ゴワッパ5 2位 北中パッ
ファークラブ

- 個人男子
優勝 国島正美 2位 西沢繁
3位 若月泰助、小黒佐敏

- 個人女子
優勝 石田和代 2位 下田裕子
3位 高橋真寿代、高橋明美



剣道

総合団体戦

- 優勝 信条剣士会
準優勝 中条剣友会
- 個人小学校1～2年の部
優勝 田辺正人 2位 中島勝幸
3位 笠柳勇人、長谷川浩之
- 個人小学校3～4年の部
優勝 斎藤仁志 2位 本間保
3位 田中利浩、星野武志

社会人野球 選抜大会結果

- 1位 盟友タイガース
2位 農協バロン
3位 上通コエーズ
3位 新道

菊花展のご案内 11/5～11/8

好例の中之島村「大菊花展」が10月5日から8日まで、村公民館講堂において催されます。

期間中は、大菊、けんがい、盆栽などが多数出品され、あなたのおいでをお待ちしています。

村内一周駅伝大会 11月3日

学校、地域、職場でチーム編成の上多数参加ください。出場資格は中学生、青年、一般です。

※ 出場申し込みは10月26日までに教育委員会へ。

10月は体力づくり強調月間です。 老いも若きも体を鍛えましょう

国民年金相談

○11月10日(休) 午前9時～午後4時
○役 場 住民相談室